

議案第69号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

次のとおり貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前				
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				
	貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲		貸付金の種類	免除の条件	免除の範囲
介	県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣	略			県内における介護福祉士及び社会福祉士の充実に資するため、養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣	略	
		略				5 第3号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため介護等の業務に従事することができなくなったとき。	

護 福 祉 士 等 修 学 資 金	の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発総合大学校」という。）又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下この項において同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	債務の全部又は一部	護 福 祉 士 等 修 学 資 金	の指定した学校、厚生労働大臣の指定した職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項各号に掲げる施設若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校（以下「職業能力開発総合大学校」という。）又は厚生労働大臣の指定した養成施設をいう。以下この項において同じ。）に在学する者で、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	<u>できると認められる場合を除く。）。</u>	債務の全部又は一部
---	---	-----------	---	---	--------------------------	-----------

				福祉 生 奨 学 金	<p>有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で、高等学校に在学する心身健全であるとともに修学能力を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける奨学金</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しく障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができることを認められる場合を除く。）</p>	<p>債務の全部又は一部</p>
専 修 学	<p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。</p>		専 修 学	<p>社会に有用な人材を育成するため、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（<u>保証人が貸付金を償還することができることを認められる場合を除く。</u>）。</p>	

<p>校 等 奨 学 資 金</p>	<p>教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。) で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの(修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。) に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>		<p>債務の全部又は一部</p>	<p>校 等 奨 学 資 金</p>	<p>教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。) で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの(修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。) に進学する能力を有しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して貸し付ける資金</p>		<p>債務の全部又は一部</p>
<p>特 例 児 童 扶</p>	<p>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第4条第1項に規定する特例児</p>	<p>略</p>	<p>債務の一</p>	<p>特 例 児 童 扶</p>	<p>児童扶養手当法施行令及び母子及び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第207号)附則第4条第1項に規定する特例児</p>	<p>略</p>	<p>債務の一</p>
<p>2 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができな</p>	<p>2 借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができな</p>						

養 資 金	童扶養資金	なくなったと認められるとき。	部	養 資 金	童扶養資金	なくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができる <u>と認められる場合を除く。</u> ）。	部
	県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは	略 略 5 第3号に該当する場合を除き、借受者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため看護職員の業務に従事することができなくなったとき。			県内における看護職員（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第2条、第3条、第5条又は第6条に規定する保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設（法第19条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは	略 略 5 第3号に該当する場合を除き、借受者が死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため看護職員の業務に従事することができなくなったとき（保証人が貸付金を償還することができる <u>と認められる場合を除く。</u> ）。	

看護職員修学資金

同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。）

債務の全部又は一部

看護職員修学資金

同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した保健師養成所、法第20条第1号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した助産師養成所、法第21条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する厚生労働大臣の指定した看護師養成所又は法第22条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校若しくは同条第2号に規定する都道府県知事の指定した准看護師養成所をいう。以下同じ。）

債務の全部又は一部

に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した

略
略

4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することができなくなったとき。

に在学する者又は大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

県内における理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の充実に資するため、理学療法士等養成施設（理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した

略
略

4 第2号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事することができなくなったとき
（保証人が貸付金

理
学
療
法
士
等
修
学
資
金

理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発

債務の全部又は一部

理
学
療
法
士
等
修
学
資
金

理学療法士養成施設、同法第12条第1号若しくは第2号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）第33条第1号から第3号まで若しくは第5号に規定する文部科学大臣が指定した学校若しくは厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所、大学（短期大学を除き、同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）若しくは職業能力開発

を償還することができると認められる場合を除く。）。

債務の全部又は一部

総合大学校の長期課程（同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

総合大学校の長期課程（同条第4号に規定する厚生労働大臣の指定する科目を修めようとする場合に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する者で、将来県内において理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

県内のへき地その他医療に恵まれない地域における医療の確保を図るため、大学において医学又は歯学を専攻する者で、将来県内のへき地診療所その他知事が指

1 大学を卒業した日から1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免

へき地勤務医師等修学資金

定する医療機関（以下「へき地診療所等」という。）において医師又は歯科医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金

許又は歯科医師免許を取得した後、直ちにへき地診療所等において医師又は歯科医師の業務に従事し、引き続き修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間以上その業務に従事したとき。

債務の全部

2 前号に規定する業務従事期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。

債務の全部又は一部

					<p>3 前号に該当する 場合を除き、第1 号に規定する業務 従事期間中に、死 亡し、又は精神若 しくは身体に著し い障害を受けたた めその業務に従事 することができな くなったとき。</p>	<p>債務の一 部</p>		
<p>漁業 研 修 支 援</p>	<p>県内における漁業 者（漁業法（昭和24 年法律第267号）第 2条第2項に規定す る漁業者をいう。） 及び漁業従事者（同 項に規定する漁業従 事者をいう。）の確 保に資するため、新 たに海面における漁 業に就業しようとする 者で、知事の認定</p>	<p>略</p>	<p>8 前号に該当する 場合を除き、死亡 し、又は精神若し くは身体に著しい 障害を受けたため 漁業に従事するこ とができなくなっ たとき。</p>	<p>債務の全 部又は一 部</p>	<p>県内における漁業 者（漁業法（昭和24 年法律第267号）第 2条第2項に規定す る漁業者をいう。） 及び漁業従事者（同 項に規定する漁業従 事者をいう。）の確 保に資するため、新 たに海面における漁 業に就業しようとする 者で、知事の認定</p>	<p>略</p>	<p>8 前号に該当する 場合を除き、死亡 し、又は精神若し くは身体に著しい 障害を受けたため 漁業に従事するこ とができなくなっ たとき（保証人が 貸付金を償還する ことができると認 められる場合を除</p>	<p>債務の全 部又は一 部</p>

資金	<p>を受けた研修計画に基づき実施される漁業の技術又は経営方法を修得するための研修（以下「漁業研修」という。）を受けるものに対して貸し付ける資金</p>			資金	<p>を受けた研修計画に基づき実施される漁業の技術又は経営方法を修得するための研修（以下「漁業研修」という。）を受けるものに対して貸し付ける資金</p>	く。)		
育英奨学資金	<p>有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）、盲学校、聾学校、養護学校、高等専門学校、大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）又は専修学校</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>	育英奨学資金	<p>有用な人材を育成するため、県内に住所を有する者の子等で高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、高等専門学校、大学（大学に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）又は専修学校に在学するものうち、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し</p>	<p>借受者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（保証人が貸付金を償還することができると認められる場合を除く。)</p>	<p>債務の全部又は一部</p>	

	に在学するものうち、経済的理由により修学が困難である者に対して貸し付ける資金		
高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	勤労青少年の高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進するため、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法第45条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する勤労青少年で、経済的理由により著しく修学が困難なものに対して貸し付ける資金	略	債務の全部又は一部
		2 死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき。	

備考

	付ける資金		
高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金	勤労青少年の高等学校の定時制の課程及び通信制の課程への修学を促進するため、県内の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程又は学校教育法第45条第3項に規定する広域の通信制の課程に在学する勤労青少年で、経済的理由により著しく修学が困難なものに対して貸し付ける資金	略	債務の全部又は一部
		2 死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため貸付金を償還することができなくなったと認められるとき（ <u>保証人が貸付金を償還することができる</u> と認められる場合を除く。）。	

備考

1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号並びに理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかつた期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

1 介護福祉士等修学資金の項免除の条件の欄第1号、第2号及び第4号、看護職員修学資金の項免除の条件の欄第1号及び第2号、理学療法士等修学資金の項免除の条件の欄第1号並びにへき地勤務医師等修学資金の項免除の条件の欄第1号の規定による業務従事期間の計算については、他の養成施設等への入学、災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかつた期間がある場合において、当該期間終了後直ちに再びこれらの規定に定めるところにより当該業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとみなす。

2 略

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。